

危機管理マニュアル

安全・安心な学校づくり

地域との連携・協働

2023年4月 改訂

岸和田市立城東小学校園

目 次

1. 事前の危機管理

1. 体制整備	3
2. 点検	3
3. 避難訓練	4
4. 教職員研修	4
5. 安全教育	5

2. 発生時の危機管理

1. 地震災害における避難体制について	6
・目的	
・想定	
・注意事項	
・避難計画	
(1)登校前	
(2)登校時	
(3)全クラスが授業中	
(4)高学年のみ授業中	
(5)下校時	
・一時避難所運営	
・その他	
2. 不審者侵入時における危機管理について	10
・目的	
・名称	
・組織と任務	
・編成及び業務分掌	
・門の施錠について	
・教職員の心得について	
・防犯計画	
3. 学校事故発生時の対応について	13
4. アレルギー事故の対応について	14
5. 低血糖症状の対応について	15
6. 弾道ミサイル発射時の対応について	16
7. 気象災害への対応について	18

3. 事後の危機管理

1. 安否確認	20
2. 引き渡しと待機	21
3. 教育活動の継続	22
4. 心のケア	22
5. 調査・検証・報告・再発防止等	23

1. 事前の危機管理(未然に防ぐ)

1. 体制整備

①学校における体制整備

- ・想定される危険等を明確にする。
- ・各危険等に対する、「事前」、「発生時」、「事後」の危機管理に応じた体制を整備する。
- ・教職員の役割分担や情報収集・伝達方法を明確にする。
- ・教職員の共通理解を図り、機能的で実践的な体制整備を行う。
- ・支援を必要とする児童園児への配慮事項を全教職員で共通理解を図る。
- ・危機発生時の連絡体制を構築する。
- ・危機発生時の事態の重大性に応じてランクを作り、下校措置を作成する。
- ・事態の重大性に応じて、課業時間外の職員動員体制を整備する。

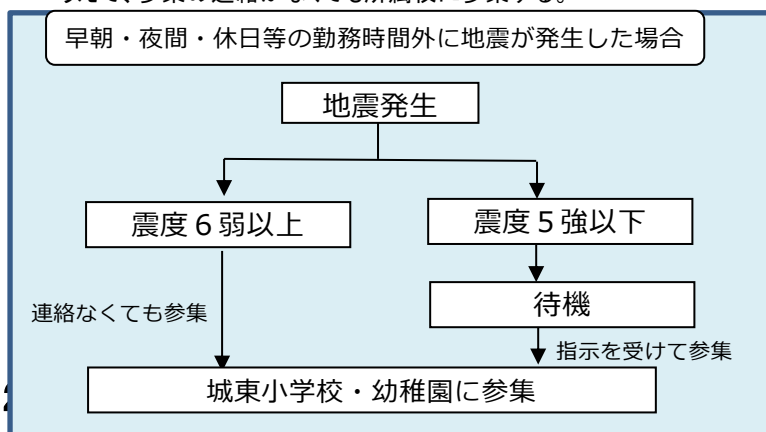
②家庭・地域・関係機関との連携

- ・事故等を未然に防ぐため、保護者(PTA)や地域住民、見守りボランティア、警察、教育委員会等と連携し、不審者情報等についての迅速な情報共有や見守り活動の充実、「子ども110番の家」の協力など、一体となった体制づくりを推進する。
- ・事故等の発生時に保護者の引率による集団登下校や保護者への引き渡しを行うことも考えられる。事前に学校における安全確保対策や引き渡し方法、引き渡し場所などを保護者や地域のボランティア団体等に周知しておく。

【災害応急対策に伴う職員動員体制について】

分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあり、避難者が生じる可能性があるとき (例:震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合(管理職)	校長・教頭・幼主任
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例:震度4、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の4分の1)	校長・教頭・幼主任・首席学年主任等
B号体制	中規模の災害が発生したとき (例:震度5弱以上、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員の2分の1)	校長・教頭・幼主任・首席学年主任・養護教諭・担任・防災担当等
C号体制	大規模な災害が発生したとき (例:震度6弱以上※1、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員(全職員)	全職員

※1 震度6弱以上の地震が、早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡がなくても所属校に参集する。



①危険箇所の抽出

- ・過去に校内で怪我をした場所やヒヤリハットを経験した場所について保健室のデータを分析し、重

点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。また、通学路内における声掛け事案が発生、または発生しそうな箇所、大雨で水路が氾濫の危険性のある箇所等について、教職員・児童・保護者・地域の関係者から情報を集め、重点的に対策を講じる箇所を絞り込んでいく。

・下記の点検の視点等を参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見出すなど、定期的・臨時的・日常的に点検を行う。**(長期休業中の8月・12月・3月には、校内安全点検表にもとづいた一斉点検を実施する)**

・非構造部材の異常の早期発見のため、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を活用し、継続的な点検を実施する。

【施設・設備等の点検】

防犯の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>不審者侵入防止用の設備 <input type="checkbox"/>警報装置、監視システム、通報機器等の作動 <input type="checkbox"/>避難経路の複数確保 <input type="checkbox"/>出入口の施錠状態 <input type="checkbox"/>通学路にある犯罪発生条件(死角・外灯の有無など) 	交通安全の視点(通学路) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>歩道や路側帯の整備状態 <input type="checkbox"/>車との側方間隔 <input type="checkbox"/>車の走行スピード <input type="checkbox"/>右左折車両のある交差点 <input type="checkbox"/>見通しの悪い交差点 <input type="checkbox"/>側道施設の出入口 <input type="checkbox"/>渋滞車両・駐車車両の存在 	防災の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/>書棚・家具等の壁・床への固定 <input type="checkbox"/>警報装置や情報機器等の作動 <input type="checkbox"/>避難経路・避難場所 <input type="checkbox"/>通学路にある災害発生条件(土砂災害・洪水など) 	校内事故防止の視点 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>天井材、外壁等の非構造部材の落下防止 <input type="checkbox"/>体育館の床板等の建材・遊具等の劣化 <input type="checkbox"/>窓・バルコニーの手すり等の点検 <input type="checkbox"/>防火シャッター等の点検
---	--	--	--

②危険箇所の分析

- ・関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・校園内・通学路上の危険箇所において、児童園児がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

③危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童園児への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので、教育委員会や通学路安全推進会議、学校協議会、市民協議会等において協議するなど、関係機関と連携して組織的に推進する。

④事故等情報の共有

- ・これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故やヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたることとする。

3. 避難訓練

- ・避難訓練は、危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童園児が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にする。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定する。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童園児が分散している場合や教職員が近くにいない場合、放送設備が使用できない場合なども想定する。
- ・怪我等により自力で避難できない児童園児、支援を必要とする児童園児が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
- ・学校は、消防法第8条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施しなければならない。
- ・各地域の警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげる。

4. 教職員研修

- ・学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対

応した校内研修を行う。

(危機管理マニュアルに基づく防犯・防災等の避難訓練に関すること・AED を含む心配蘇生法などの応急手当に関すること・エピペンの使用方法を含むアレルギーに関すること等)

5. 安全教育

・登下校中や休日など児童園児しかいない場合であっても、児童園児自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。

・避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて系統的・体系的な安全教育を行う。

2. 発生時の危機管理

1. 地震災害における避難体制について

・目的 岸和田市地域防災計画に則り、大規模地震(東南海・南海地震・上町断層地震等)における児童、職員、地域住民の安全を保護することを目的とする。

・想定 (1)東南海・南海地震等、大陸プレート移動に関わる津波を伴う地震

・想定震度 5強から6弱

(2)上町断層、久米田断層等直下型の津波を伴わない地震

・想定震度 5弱以上

なお、城東校区は海岸線から5km以上離れているので、津波に対応した避難態勢をとる必要はない。

・注意事項

- ①震度5弱以上の地震が来たときには、電柱等の倒壊により、停電になる可能性が高い。
- ②テレビについては、携帯のワンセグ放送、ラジオについても携帯のラジオ放送等で情報を収集するほうが情報を得やすい。
- ③地域のスピーカー放送についても、停電により使用できない可能性が高い。
- ④地震による停電により、パソコンからのメール発信ができない可能性は大である。
そこで、あらかじめ基本文例を携帯に保存の上、必要なときに必要な言葉を付け加え、情報提供するなどの対応が必要である。
- ⑤地震による停電や津波等により、携帯電話通信基地が機能を果たさない可能性も大である。東日本大震災では、震災後2・3日で、移動電源車や移動基地局が震災した地域に投入され、電波障害が復旧された。
- ⑥先の東日本大震災では、通信障害により電話やメールが繋がりにくい状況の中、インターネットの Twitter などのソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用した情報交換が盛んにおこなわれた。ただし、デマ情報の取捨選択に注意を要する。

・避難計画

(1)登校前

- 余震の有無や被害状況、テレビ・ラジオの情報等から、しっかりした情報収集を校長を中心におこなう。
- 収集した情報から、校長が登校、休校等についての的確な判断をできるだけ早く行う。
- 登校、休校等の判断については、地域設置のスピーカー、学校のメール配信等により、できるだけはやく保護者、職員に伝える。ただし、通信設備等の倒壊により、携帯電話、メール等が配信できない可能性がある。その際には、保護者、地域、職員の判断を優先する。

校長または教頭→メール配信

- 余震等の情報に十分気をつけて、避難所開設の対応のため、職員はできるだけ早く安全に学校に集合する。
- 学校に到着したら、地震についての情報を収集し、校舎等の被災状況を把握し、安全の確認を十分に行い、管理職の指示の元、避難所開設に向けて準備をおこなう。
- 職員が駆けつけるまでに、学校が避難所になる場合もあるので、市役所危機管理課との連携を緊密に行う。

(2) 登校時

- 余震の有無や被害状況、テレビ・ラジオの情報等から、しっかりした情報収集を校長を中心にこなう。
- 収集した情報から、校長が登校、休校等についての確な判断をできるだけ早くこなう。
- 登校、休校等の判断については、地域設置のスピーカー、学校のメール配信等により、できるだけはやく保護者、職員に伝える。ただし、通信設備等の倒壊により、携帯電話、メール等が配信できない可能性がある。その際には、校門に掲示板で掲示する、地域の掲示板上に掲示する等の方法で、保護者、地域に、学校側の対応を明示する。
- 出勤している職員で、直ちに、登校している児童の保護を行うとともに、登校している児童を一カ所に集め(運動場・体育館・ピロティ等)児童・園児の状況を把握する。
- 出勤している職員で、次のような役割分担をし、児童の安全を確保する。

情報収集・指示(校長)	各所連絡・電話対応(教頭)
児童の保護管理避難誘導	校舎の被災状況把握
通学路の児童の状況把握・地域の状況把握	
避難所開設の準備	
- 登校している児童については、保護者が迎えに来るまで学校で保護する。
- 保護後、保護者が向かえに来た児童から、児童を保護者に引き渡す。引き渡した児童、残っている児童の把握については、担当者→総務→総指揮の順で報告把握し、不明児童のないようにする。
- 地震後、地域住民が学校に一時避難してくることも視野に入れ、総指揮者の下、避難所開設、対応に向けて役割分担をおこなう。

(3) 全クラスが授業中

- 次の役割分担に従い、児童全員を安全かつすみやかに避難できるよう全力を尽くす。

【児童の避難誘導・保護】

総指揮	校長
総務	教頭、首席
対応	各学級担任、担任外、その他の教職員

避難1:地震発生直後

- 校長を中心に、余震の有無や被害状況、テレビ・ラジオの情報等から、しっかりした情報収集をおこなう。
- 地震発生後、各教室のドアの開放、ガス器具等の後始末など、火災に対する対応をすばやくおこなう。
- 各担任は名簿を持ち、運動場に一齐に避難し、児童の安全確認を行う。その際に、頭を保護する物を必ず児童には持たせる。また、冬場の避難の際には、長期的な避難も視野に入れ、十分に暖をとれるように配慮する。
- 幼稚園園児も、小学校運動場に避難し、一齐に移動する。
- 学校のメール配信等により、児童の状況についての連絡を行うとともに、校務員(事務職員)が、児童の保護場所、学校が避難場所であることなどについて校門に掲示板で掲示する。
- 総指揮、総務は、全校児童の名簿を持ち、児童の把握に努める。

避難2:避難途中

- 児童は、余震が収まるまで運動場に避難する。
- 避難の際には、各職員は名簿(家庭環境調査票)、笛、救急用具等を準備し、指揮者、総務は、全校児童の名簿、ハンドマイク、懐中電灯、スコップ等を準備する。
- 養護教諭は、緊急の救急用具を持って児童と一緒に避難し、児童の健康管理に従事する。
- 児童が興奮してしまう場合もあるので、児童の把握には十分配慮する。

避難3:避難後

- 避難後は、総指揮者の指示のもと、統制ある行動ができるように、各職員が一致協力する。
- 避難後は、総指揮者、総務、各学年の主任が定期的に話し合いを持ち、今後の対応、関係機関との対応、調整等を行う。
- 避難後、できるだけ早期に、児童を保護者に引き渡す。引き渡した児童、残っている児童の掌握については、各学級担任→総務→総指揮の順で報告把握し、不明児童のないようにする。
- 被災で、保護者に引き渡せない児童がいる場合、学校での避難所生活を送らなければいけないことも考えられる。
- 児童・園児と一緒に避難生活を送る教職員は、管理職の指導のもと、話し合いで必要人数を配置する。
- 児童の引き渡しが終わった場合、順次職員は、避難所運営に係わる。
- 避難所運営が安定してきた時点で、総指揮者を中心に検討を重ね、順次自宅へ帰宅する。

(4)高学年のみ授業中

- 前述の(3)全クラスが授業中の対応を基本とする。
- 下校中の児童については、基本的には現在いる場所が学校に近い、家に近いかで、そのまま帰宅するか学校へ戻ってくるかを判断して行動できるよう、日頃から各学級で指導する。
- 学校に残っている児童、ちびっ子の児童については、(3)全クラスが授業中の対応に基づき避難対応する。
- 下校途中の児童が、学校に戻ってくる場合も視野に入れ、担当学年の教職員は、安全面を重視し対応する。

(5)下校時

- 下校中の児童については、基本的には現在いる場所が学校に近い、家に近いかで、そのまま帰宅するか学校へ戻ってくるかを判断して行動できるよう、日頃から各学級で指導する。
- 学校に残っている児童、ちびっ子の児童については、(3)全クラスが授業中の対応に基づき避難対応する。
- 下校途中の児童が、学校に戻ってくる場合も視野に入れ、担当学年の教職員は、安全面を重視し対応する。

・一時避難所運営

- 一時避難所は、体育館を中心に運営される。場合によっては、教室等各教室も避難所として使用される。
- ピロティに、避難所受付がどこにあるのかを掲示板等で案内する。
- 受付には、各町ごとに名簿を準備する。
避難者に名簿に氏名を記入してもらい、各町ごとに各教室に避難させる。
- 各教室の前には、その教室に入っている町の名前を明示する。
- 各町の避難者の生活については、各町からリーダーを選出してもらい、リーダーの指揮のもと、秩序ある避難所生活を行う。
- 各町のリーダーと学校関係者の会議(城東小学校避難対策本部)を開き、必要な事項については話し合って決定していく。
- 避難者名簿は、岸和田市地域防災計画に則り、避難救護部を経て総務第1部自治振興班及び市民福祉部に送付する。
- 一時避難所については、適当な時期をもって解消できるよう努め、学校再開に向けての準備を行う。

・その他

- 本避難計画については、学校内で協議の上、岸和田市教育委員会、岸和田市危機管理室、岸和田市消防本部、山直地区市民協議会、山直市民センター等と協議し、より実態に添うものとしていく。
- 1年に1度、各関係機関と協議(紙面協議)し、校内での検討を重ねる。
- 児童の避難場所等、保護者に周知する必要がある点については、台風時の対応と同じように紙媒体で保護者に配布する。また必要に応じ、本計画を学校のウェブページにアップし、保護者、関係諸機関等に学校の対応について周知する。(時期については今後関係諸機関と協議の上、決定)
- 避難時の並び方等については、定期的に避難訓練を実施して、児童に徹底する。
- 登下校時の対応については、各学級で児童に十分指導徹底する。
- 避難場所開設のために必要な資材、器具等については、今後教育委員会と協議し、整備していく。
- 無線機の効果的な使用については、今後整備を進める。
- 台風時は通学路、校舎の点検を行い、安全を確かめる。飛びそうなものは校舎内に移動させる。

2. 不審者侵入時における危機管理について

・目的 学校防犯隊を設置し、犯罪の発生、または、その恐れのある場合、統一ある組織のもとに、児童及び園児・教職員の安全を図る。

・名称 岸和田市立城東小学校幼稚園防犯隊

- ・組織と任務 防犯隊には、下に掲げる者をもって組織する。
- 司令 副司令 班長 班員
- 司令は、校長がこれにあたる。
 - 司令は、防犯隊の業務を総括し、班員の指揮監督をする。
 - 司令は、学校・園の防犯、その他の緊急措置を行う。
 - 司令は、防犯、その他の緊急措置に関する実施計画を立てるとともに、これに基づく演習を行わなくてはならない。
 - 副司令は、教頭がこれにあたる。
 - 副司令は、司令を補佐し、司令不在のときはその職責を代行する。
 - 班長は、司令の命を受けて所管を処理し、班員を指揮監督する。
 - 班員は、班長の命を受けて担当の業務に従事する。

・編成及び業務分掌

本部 (職員室)	司令(校長) 副司令(教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・校内園への通知及び現場状況・避難状況の把握 ・警察署・関連各所への通報 ・防犯隊の指揮
-------------	-------------------	--

班名	班長	班員	任務
連絡班	●●	教頭	・警察署・関連各所への通報
		幼主任(幼) 担外(現場) 担外(避難場所)	・避難児童・園児の現状を本部に報告 並びに本部からの指示の伝達 ・不審者の現場の状況を本部に報告
防犯班	●●	各学年、支援、幼、担外	①児童・園児の安全確保 ②侵入者の阻止(時間稼ぎ)
誘導班	●●	各学年、支援、幼、担外	①児童・園児の安全確認、避難、誘導 並びに収容 ②児童・園児の管理及びに護衛
		担外	・避難後、出入り口の安全確保
救護班	●●	担外	①児童・園児の安全確保並びに救護 ②救急措置の児童・園児の記録

・門の施錠について(教頭)

正門、裏門ともに職朝終了後(ない時は8:30)~14:30まで施錠する。

14:30からは、正門と裏門のかぎは開いている。

水曜日は5時間授業の日は、14:00から、4時間授業の日は13:10から解錠している。

・教職員の心得

- (1) 犯罪の発生、または、発生の恐れのある時は、定められた任務に服すること。
- (2) 司令の指揮に基づき、各種連絡、児童・園児の安全確保、警備避難、救護にあたる。
- (3) 平常より下記の準備を行い、万全を期すること。
 - ① 防犯計画の確認(各種犯罪への対策・避難方法・救護計画等)
 - ② 安全教育の徹底(犯罪その他に関する知識及び児童・園児のとりべき行動等)
 - ③ 防犯訓練の実施
 - ④ 避難の際、特に配慮のいる児童・園児をよく把握・調査し、指導方法を研究しておく。

・防犯計画

(1)年間計画

- | | | |
|----------|---------|------------------|
| 4月12日(水) | 職員会議後 | ・インターホンの使用練習 |
| 6月16日(金) | 授業中(2限) | ・園児児童職員合同の防犯避難訓練 |
| 夏休み | 未定 | ・職員のための訓練 |

(2)不審者

下記の手順で対応し、両方に該当する者を不審者と呼ぶ。

- ①挨拶をしても、返答がない。
- ②用件を尋ねるが、返答がない。もしくは曖昧。

(3)不審者を発見した場合

- ①危害を加えられる恐れがないとき。
 - 発見者は、直ちに職員室にて対応することを知らせ、職員室に案内する。
 - 上記の手順に応じない場合は、複数の教職員を呼び、その場で対応する。(インターホン等を通じて、職員室に連絡する。)
- ②危害を加えられる恐れがあるとき
 - 「**不審者侵入時の手順**」にそって行動する。(その者の行動により校舎内の方が安全だと判断した場合は、その限りではない)
- ③危害を加えられたときの対応
 - 被害者の該当学年部(幼低中高)の教員が、養護教諭と連携して、被害者の手当に立ち会う。
 - 救急の必要がある場合は、被害者の該当学年部(幼低中高)の教員が付き添っていく。
 - 残りの児童・園児については、残った教職員で業務を行う。
 - 事態発生を警察へ必ず連絡する。

(4)校外での不審者の出没

- ①各教室に児童・園児を收容し、人数確認をする。その後、その者が校内に侵入した場合、「**不審者侵入時の手順**」に従う。
- ②校外での不審者の行為と位置を確認し、必要に応じて緊急時避難体制をとる。「**緊急事態発生時における児童の安全確保について**」(後述を参照)
- ③事態発生を警察へ必ず連絡する。

(※職員名は、●●表記にしています。)

不審者侵入時の手順

(その者の行動により教室・校舎内の方が安全だと判断した場合は、その限りではない)

不審者発見
職員室への知らせ方: 直接・インターホン
周囲への知らせ方: 笛を吹く(長く3回吹き、繰り返す)

○教職員が発見した場合

- ①指導中の児童・園児、もしくは周囲の児童・園児を掌握し避難態勢をとり、周囲の教職員に連絡し、職員室に事態発生を知らせる。
- ②非常ベルが鳴ったら、児童の指導中以外の職員は、すぐ発生現場に急行し、正確な情報収集を行い、職員室に伝える。(インターホンでの連絡があった場合も同様)
- ③各担任は、自分のクラスの人員を把握し、安全な場所(その場・教室も含む)に臨時待機させる。その後は誘導班員に声をかけ委ねる。

○児童が発見した場合

- ①周囲の先生、もしくは職員室へ知らせる。



本部 (職員室)
本部から全体への知らせ方: 校内放送
※幼稚園にはインターホンで連絡する。

- ②現場の情報を聞き不審者の侵入者と断定。(司令)
- ③全校に不審者侵入を伝える。(副司令)
放送者は 発生場所と避難場所を伝える。
「〇〇に荷物が届きました。」
- ④警察、関連各所への連絡。(司令→事務)



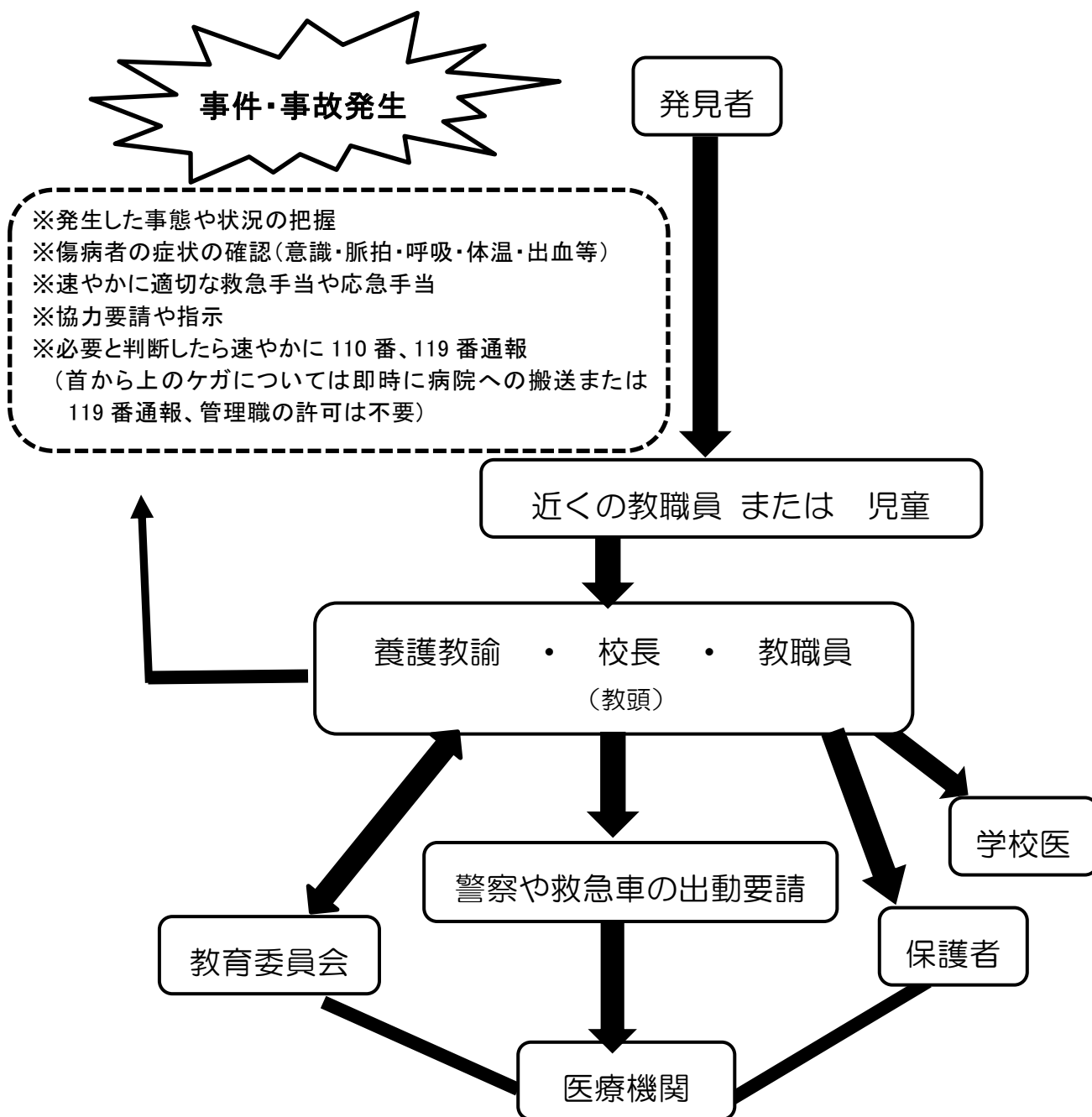
防犯隊の編成
本部と避難場所の連絡: インターホン・直接

- ①教職員は防犯体制に入る。
 - ◎防犯班は、防犯用具(椅子・サスマタ等)を持って発生現場に行く。
 - ・不審者との距離を保ちながら、警察官が現場に来るまで時間をかせぐ。
 - ◎誘導班は、主に該当する学年部の児童・園児を避難場所に誘導する。
 - ・避難するときは発生現場を迂回させる。
 - ・集合場所での児童・園児の人数把握と護衛。

※避難場所: 体育館(側面扉を閉め、出入り口を守る)

3. 学校事故発生時の対応について

- ★児童等の安全確保、生命維持最優先
- ★冷静で的確な判断と指示
- ★適切な対応と迅速正確な連絡、通報



※全職員が毎年、救急法の研修(心肺蘇生法、AED の使用)をし、応急手当の技能を習得する
※AED は職員室前廊下の外に設置

4. アレルギー事故の対応について

1. 学校における食物アレルギー対応ガイドライン(平成29年2月大阪府教育委員会)より
「食物アレルギー緊急対応マニュアル」P.21～P.30 をもとに対応する
→各教室給食ファイル内に、ラミネートしたものを置く。緊急時は、このマニュアルを確認して動く。

表紙 アレルギー症状への対応手順
A 施設内での役割分担
B 緊急性の判断と対応
C エピペンの使い方
D 救急要請(119番通報)のポイント
E 心肺蘇生法とAEDの手順
F 症状チェックシート

- ・発見者は、現場から離れず、観察を続ける。
「食物アレルギー緊急対応マニュアル」を活用する
- ・校内放送を活用し、速やかに全校に緊急事態を知らせ、現場に人を集める
校内放送の合図【(場所)で救急です。×2 先生方は(場所)へ至急集まってください。】
- ・管理・監督者は、現場に急行し、役割の確認および全体指揮を行う。
- ・固定電話ではなく、携帯や、PHSから、疾病者の状況がわかる状態で救急車を要請する
- ・必ず、職員室に一人残る

2. 経過記録票

- 各教室に給食ファイル内(薄紫)に置く。「F 症状チェックシート」に準じた様式で、記録を行う。

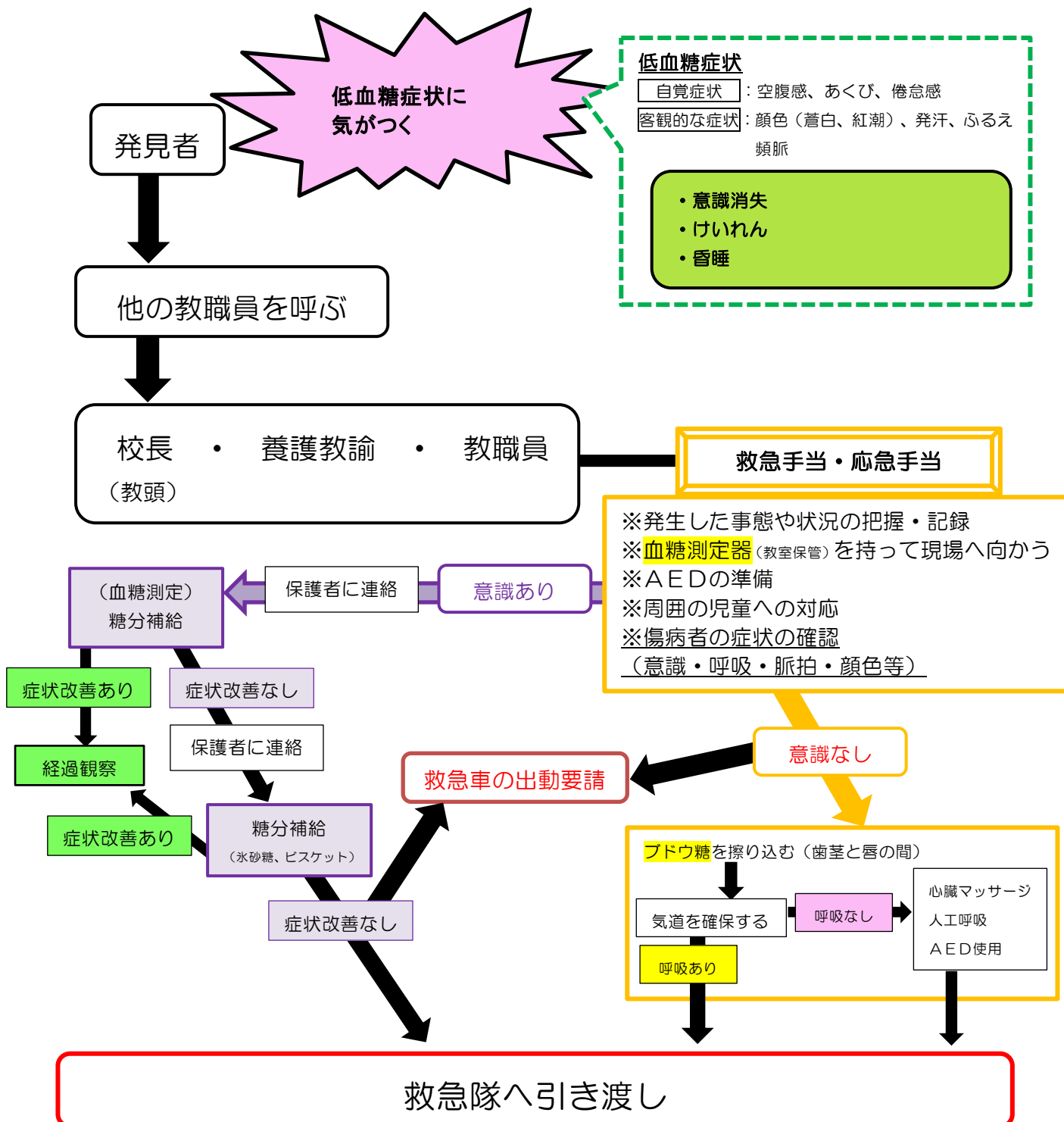
3. 校内研修

- ・エピペン実習、校内事故発生時シミュレーションを実施する
→アクションカードの活用
設置場所は職員室前ロッカー内
役割分担は「A 施設内での役割分担」に準ずる

<p>発見者</p> <p>◎子どもから離れず、観察</p> <p>人を呼ぶ</p> <p>心肺蘇生法</p>	<p><input type="checkbox"/>子どもから離れず観察</p> <p><input type="checkbox"/>助けを呼び、人を集める</p> <p><input type="checkbox"/>エピペンの使用または介助</p> <p><input type="checkbox"/>薬の内服介助</p> <p><input type="checkbox"/>心肺蘇生や AED の使用</p>
--	---

5. 低血糖症状の対応について

- ・ 保護者への連絡
- ・ 血糖測定器の使用
- ・ 意識がある場合は、糖分を補給し経過観察
- ・ 意識がない場合は、救急車の要請、AED



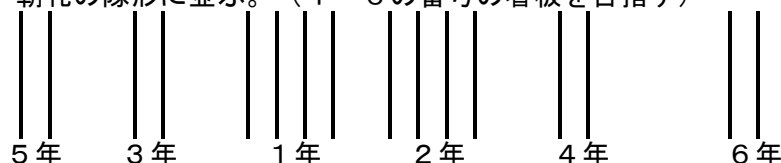
6. 弾道ミサイル発射時の対応について

1. 避難の過程

本部（職員室）の対応	児童の留意点	教師の留意点
① ・ Jアラートの警報を受け、校内放送により弾道ミサイルが地域に向かっていることを知らせる。 （教頭）	・ 授業活動の中断 ・ 静かに放送を聞く。	・ 放送を静かに聞くように指示する。
② ・ 放送で1次避難の指示を出す。 （教頭） ※幼稚園にも電話で伝える。	・ 窓から離れる。 ・ しゃがんで身をかがめて、両手で頭を隠す。	・ 屋外にいる場合は、速やかに校舎内の近くの教室に避難するよう指示する。 ・ 入り口・窓・カーテンを閉め、閃光や爆風が入ること、ガラスが飛散することを防ぐ。 ・ 窓から離れて、頭を保護するようにしゃがむことを指示する。 （座布団などで頭を守るのも効果的）
③ 着弾後 ・ テレビ・ラジオ・インターネット等から情報を収集する。 ・ 校内の状況を確認。 火災の発生がないか 倒壊状況はどうか →必要があれば消防署などの機関に連絡する。	 ・ 可能ならば、窓から遠い机等の下に隠れる。	・ 近くに着弾した場合は、換気扇を止め、窓をしっかりと占めるなどして、室内を密閉する。
④ 行政からの指示を受け、 ・ 安全の確認が取れた後、運動場へ避難することを放送する。 ※火災発生時には、発生現場を避けて避難するように伝える。 ・ 消防車が入れるように、田舎米ピロティの門を広くあける。 （事務）	【火災の発生がなくても】 ・ ハンカチで、鼻と口をおさえて、避難する。 ・ 運動場に出たら走る。 ・ 決められた集合場所で整列し、静かに待つ。	自衛消防隊を結成して各役割通りに動く。 ・ 的確な指示をする。 ◎鼻と口をおさえる。 ◎靴は履きかえない。 ◎「おかしもち」の確認 ◎運動場に出たら走る。 火災発生時には ・ 移動しながら避難経路の窓を閉める。 （素手でさわってやけどしないようにしてください。）
⑤ ・ 人数確認	・ 静かに早く並ぶ。	・ 人数確認 避難誘導班班員→教頭
⑤ ・ 連絡・説明（担当者） （校長）	・ 静かに聞く。	・ 聞く姿勢をとらせる。

2. 集合場所

- ・ 遊具に向かって、朝礼の隊形に並ぶ。（1～6の番号の看板を目指す）



遊 具

ミサイル警報を受けたらどう動くか 心構えを再確認

日本経済新聞より 抜粋

北朝鮮が29日朝、通告なしに日本列島越えの弾道ミサイル発射を実施したことを受け、日本政府は全国瞬時警報システム(Jアラート)などを通じて北海道、東北、北関東、信越の12の道県の住民に警報を発した。防災行政無線や緊急速報メールなどで早朝に突然、警報を受け取り、驚いた人も多いことだろう。ミサイル警報を受け取った場合、どう行動すればよいか、平時においては何に留意したらよいかなどをこの機会に考えてみる

★「警報発令時とはとにかく身を伏せる」

北朝鮮の弾道ミサイルが発射されると、直後に米軍の早期警戒衛星が探知。米軍や自衛隊のレーダーが軌道を追跡・計算し始めると同時に、政府はJアラートなどで国民に警報を発し避難を呼びかける。この間、発射から2～3分が経過しており、ミサイルが日本に着弾する場合、国民に残されている時間は長くて4～5分ということになる。



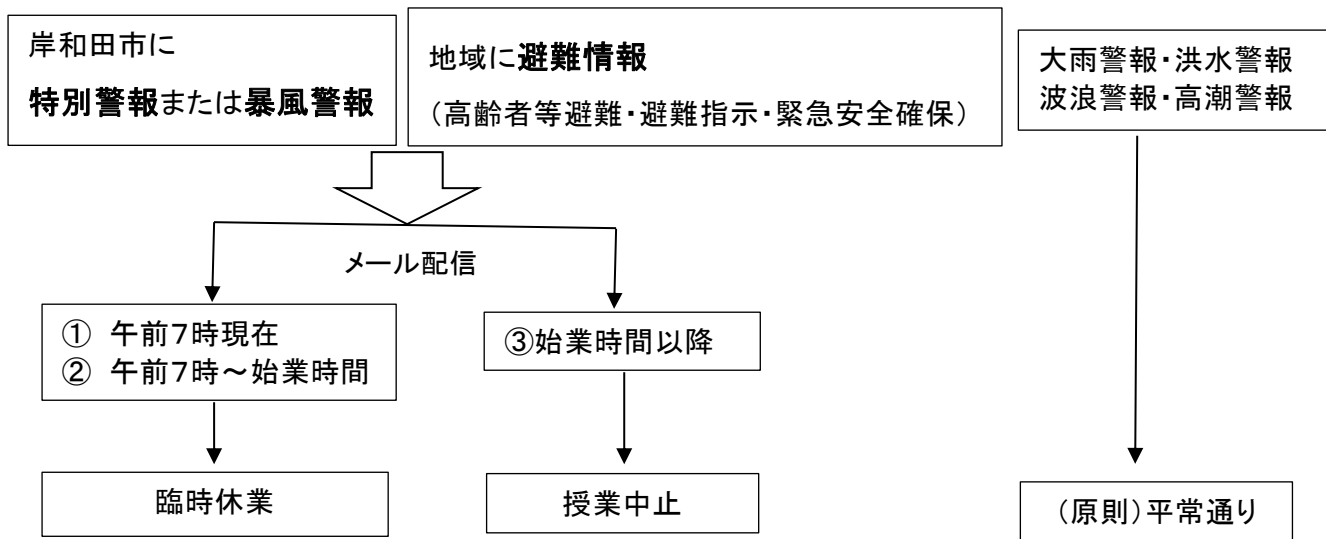
政府の内閣官房は「国民保護ポータルサイト」で、屋内にいる場合の対処法として「窓から離れるか、窓のない部屋に移動する」としている。ミサイルの弾頭が核であってもなくても、着弾地に近い場所にいる場合、閃光(せんこう)や爆風が来る。このため、政府が今年に入って各地で実施しているミサイル避難訓練では、警報を受けたらすばやく窓とカーテンを閉めて身を伏せたり、窓のない部屋に入ってしゃがんだ姿勢で頭部を守ったりするよう推奨している。

国民保護ポータルサイトは、屋外にいる場合は「できる限り頑丈な建物や地下に避難する」、建物が無い場合は「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る」としている。いずれも閃光・爆風対策だ。燃料やガソリンなどに引火する恐れがあるので、自動車からは離れるようにする。

着弾後は粉じんや熱風から身を守るために、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。テレビなどを通して情報収集に努めるとともに、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

7. 気象災害への対応について

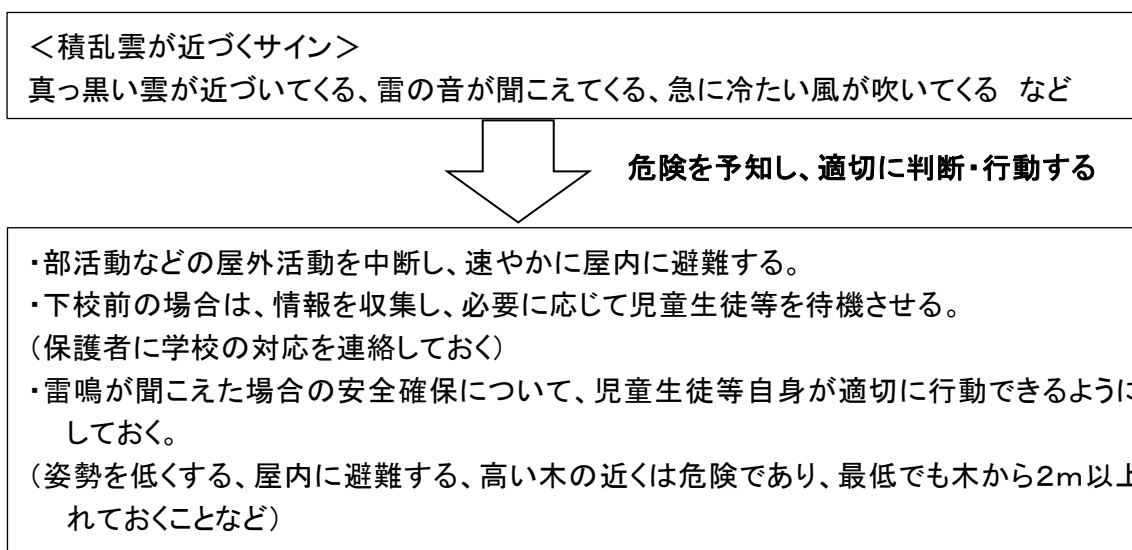
【気象警報等発令時の学校園対応】



【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。停電等により保護者と連絡がとれない場合も想定して、複数の連絡方法をあらかじめ決めておく。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。

【雷への対応における留意点】



3. 事後の危機管理

1. 安否確認

(1) 児童園児が学校園内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、児童園児の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

(2) 休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして児童園児の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

【安否確認の内容と教職員の対応】

教職員の非常参集体制と安否確認					
参集体制	校区内の震度	安否確認	児童園児在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱		必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問
C号	5強				
	6弱以上				

【安否確認の内容】

- ・児童園児および家族の安否・けがの有無
- ・被災状況 児童園児の様子
困っていることや不足している物資
- ・居場所(避難先)
- ・今後の連絡先・連絡方法

(3) 安否情報の集約

- ・職員室や事務室など各学校園で情報を集約する場所、総括担当者を決め確認を進める。
(事前に負傷者名簿を備えておく)
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校園の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

2. 引き渡しと待機

- ・大規模な災害(地震)発生時や停電時には、通信手段が使えず保護者と連絡がとれない場合があるので、事前に引き渡しの判断や方法についてルールを決めて、保護者と共有しておく。
- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童園児の安全を最優先にして判断する。
- ・事件・事故の発生後、安全が確保された場合でも、児童園児が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりするなど配慮が必要となる。

【地震発生時の引き渡しのルール】

震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童園児については学校園で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校園に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童園児を学校園で保護しておく。
<p>●上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。</p> <p>●津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。</p> <p>●登下校時の対応についても、事前に保護者と協議・確認しておく。</p>	

【引き渡しカード】

【緊急時児童引き渡し確認書】学校提出用					【緊急時児童引き渡し確認書】家庭保管用				
年	組	児童名			年	組	児童名		
引き取り者1	お名前				引き取り者1	お名前			
児童との関係					児童との関係				
電話番号					電話番号				
引き取り者2	お名前				引き取り者2	お名前			
児童との関係					児童との関係				
電話番号					電話番号				
引き取り者3	お名前				引き取り者3	お名前			
児童との関係					児童との関係				
電話番号					電話番号				
引き取り者4	お名前				引き取り者4	お名前			
児童との関係					児童との関係				
電話番号					電話番号				
記入日	年	月	日	印	記入日	年	月	日	印
・①～④以外の方にはお子様をお渡しできません。					・①～④以外の方にはお子様をお渡しできません。				
・年度途中に変更がある時は必ず連絡してください。					・年度途中に変更がある時は必ず連絡してください。				

【災害時における保護者への連絡】

- ・電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- ・情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171等)、地域の掲示板、町内放送等)を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

3. 教育活動の継続

- ・児童生徒等の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童園児の心身の状態に配慮しながら検討する。

【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童園児の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

4. 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後 3 日から1か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害 (PTSD)」という。そのため、事故発生直後から児童園児や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。

5. 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

(保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童園児の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童園児の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童園児以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

(報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応(応答者と記録者)
- ・児童園児の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える(不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない)
- ・質問事項に答える(相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理)
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告(取材等について事前に相談)
- ・保護者と報道の分別対応(同席はさせない)

(2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童園児の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

(3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童園児の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童園児の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。